**参考資料１**

日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用（支所看板設置）運用基準

（目的）

第１条　この運用基準は、自動車保有関係手続のワンストップサービス申請（以下「OSS」という。）に伴って必要となる証明物等の収受・管理を行うために、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）が設置する日本行政書士会連合会自動車登録OSSセンターの名称（以下「日行連自動車登録OSSセンター」という。）を、­　　　　行政書士会（以下「本会」という。）に所属する個人又は法人の会員が同センターの支所として利用するに際して必要な事項を定めることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便性の向上と負担軽減の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この運用基準で用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

一　「日行連自動車登録OSSセンター支所」とは、自動車の保有関係手続（登録申請手続及び自動車保管場所証明申請手続）及びこれに伴う証明物等の収受・管理を行うための本会に所属する個人又は法人会員の事務所をいう。

二　「証明物等」とは、自動車の保有関係手続等に伴って交付される自動車検査証、自動車番号標、封印等及び自動車保管場所標章等の有体物をいう。

三　「登録会員」とは、本会の推薦を受けて日行連自動車登録OSSセンター支所として、支所名称を利用し、定められた支所看板を設置して、自動車の保有関係手続、証明物等の収受・管理業務を行うことができる会員をいう。

四　「登録会員名簿」とは、本会の推薦により日行連自動車登録OSSセンター支所として前号の業務を行う者に対して、本会が作成した当該会員の登録番号・氏名・事務所所在地等を記載した書面をいう。

（登録会員名簿の管理）

第３条　本会は、登録会員名簿を保管するとともに、日行連に報告しなければならない。登録会員名簿の更新、記載事項の変更についても同様とする。

２　日行連は、本会より報告を受けた登録会員名簿を管理するものとする。

（登録会員の推薦条件）

第４条

　日行連自動車登録OSSセンター支所（以下「支所」という。）の登録会員として、支所及び支所名称の利用、支所名称を冠した支所看板を設置するための推薦条件は、次のとおりとする。

一　自動車登録業務及び車庫証明業務に精通していること。

二　日行連VODによる研修を受講していること。

三　行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背していないこと。

四　会費等の滞納がないこと。

五　依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。

六　速やかにOSS申請に対応できる措置を講じること。

（利用制限等）

第５条　本会は、登録会員が次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、日行連に報告するとともに、当該会員に書面により通知して、支所の名称使用を停止又は制限し若しくは登録会員名簿から削除することができる。

一　支所を設置した個人又は法人会員が廃業又は解散したとき。

二　支所の利用又は支所の名称の使用に関し妨害行為又は違法行為が発見され、これにより支所の維持が困難と判断されたとき。

三　天災、事変、その他の非常事態が発生し、支所の機能を喪失したとき。

四　行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反又は、日行連又は本会からの指導を遵守しないとき。

（登録会員の遵守事項）

第６条　登録会員は、「日行連自動車登録OSSセンター支所」の名称を利用することに関して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

一　本会又は日行連からの指導、管理及び利用状況調査等に協力すること。

二　自己の責任において支所又は支所の名称を利用し、支所の利用に伴う個人情報その他の情報を、日行連個人情報保護規則に準拠して管理すること。

三　支所名称の改変及び登録会員以外の者への名称利用許諾を行なわないこと。

四　有償無償にかかわらず、支所名称を記した看板を第三者に貸与又は譲渡しないこと。

五　日行連又は日行連の指定する者が示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

六　依頼者との間に生じたトラブルは、自己の責任において処理し解決すること。

七　登録申請書の内容に変更が生じた場合は、本会を通じて日行連に報告すること。

八　名称の利用を中止する場合（廃業又は解散を含む。）は、責任をもって看板を破棄した上で、本会を通じて日行連に報告すること。

（支所看板）

第７条　日行連自動車登録OSSセンター支所の看板は、別記様式に準ずるものとする。

附則

１　　この運用基準は、平成○年○月○日から適用する。

【別記様式】日行連自動車登録OSSセンター支所看板

　材　質：アルミ複合版（厚さ3mm）

　地　色：白又は乳白色

　文　字：「日行連自動車登録OSSセンター○○支所（○○○○行政書士事務所）」

　文字色：黒色

　徽　章：文字列の前に行政書士徽章マーク

　サイズ：横25cm×縦100cm

　日行連　自動車登録ＯＳＳセンター

　　　○○支所（○○○○行政書士事務所）

＊ 支所名は、事務所に最寄りの運輸支局・登録検査事務所の名称を使用する。

　（別紙「日行連自動車登録OSSセンター支所名一覧」参照）

＊ 支所名には行政書士名簿に登録された事務所名称を併記する。

　（事務所名称の登録がない会員は「行政書士（氏名）事務所」を使用）